

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請書の構成等に係る面談」

2. 日時：令和2年2月6日（木）16時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、平野主任安全審査官

日本原燃(株)

再処理事業部 部長 他6名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、当日提出資料に基づき、再処理事業変更許可申請書（以下「申請書」という。）の構成等に関して、重大事故等対処施設の申請書本文及び添付書類における記載項目や記載箇所について行政相談の申し出があり、面談を実施した。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点を伝えた。

- 漏えい液の移送等の明確化に係る変更について、位置、構造及び設備に係る設計方針の変更としての論点も含めて変更事項を整理すること。
- 有効性評価に係る申請書本文への記載について、評価上期待している設備の機器条件や評価結果を例示ではなく抽出し、今後の変更管理ができるように整理すること。
- 冷却コイル等の貯槽等に附属する設備について、重大事故等対処の対象となる貯槽等のもののみを重大事故等対処設備とするのであれば、当該貯槽等が明確となるよう整理すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応し、提出資料の内容で修正すべき事項に関しては改めて資料提示する旨の発言があった。

(4) また、日本原燃から、一部の条文に関する整理資料<sup>注)</sup>の提出があった。

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業指定基準規則等の条文ごとの対応状況を整理した資料

## 6. その他

### 提出資料

「再処理事業変更許可申請書の構成について（案）」

「安全審査 整理資料 第31条：地震による損傷の防止」